

第2次山梨市役所地球温暖化対策実行計画

平成25年3月

山梨市

目 次

第1章 計画の基本事項

- 1 計画の目的 2
- 2 計画の期間 3
- 3 計画の対象とする事務及び事業..... 4

第2章 温室効果ガスの排出状況

- 1 基準年における温室効果ガス排出量の算定対象 5
- 2 排出源となる活動の種類と活動量および二酸化炭素の排出量 6

第3章 目 標

- 1 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標 8
- 2 取り組みごとの目標 9

第4章 取組項目

- 1 省エネルギー対策..... 11
- 2 省資源対策 12
- 3 グリーン購入..... 12
- 4 施設等の建築・改修における配慮..... 12
- 5 市民、事業者との協力..... 13

第5章 計画の推進・点検・評価

- 1 推進・点検体制..... 14
- 2 進捗状況の点検と公表..... 15
- 3 職員に対する研修..... 16

第1章 計画の基本事項

1. 計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の三及び京都議定書目標達成計画に基づき、市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

参考 地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の三（平成23年6月改正）

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ

め、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

2. 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とする。また、平成29年度から次期実行計画を策定・推進するものとする。

なお、この計画で掲げる各目標の基準年は、つぎの理由により平成22年度とする。

①平成20年11月の新庁舎移転に伴い、対象施設の利用状況等に大きな変化があった。

②平成22年省エネ法改正により指定管理者制度で実施するものについても、措置する必要がある。

③平成23年度は、東日本大震災の影響により計画停電があった。

平成23年度以降に設置し稼動する施設等については、適時個別に目標の設定を行うこととする。

3. 計画の対象とする事務及び事業

この計画の対象範囲は次、市が行う全ての事務及び事業とする。

対象とする施設等については、表1のとおりである。

表1 対象施設等 管理課別一覧

課名	実行計画対象施設	指定管理施設 (省エネ法調査対象)	関係業務
財政課	情報通信センター		
管財課	庁舎		庁舎管理 グリーン購入
市民生活課	地域交流センター		市営バス
福祉事務所	市立保育園(8)	老人健康福祉センター 児童センター(3)	
晴風園	養護老人ホーム晴風園		
健康増進課		牧丘病院	
介護保険課		デイサービスセンター	
環境課	環境センター、BDF製造施設、エコハウスやまなし		ごみ減量化 省エネ新エネ
観光課	市営温泉(3)、駅前観光案内所、公衆トイレ(8)、ふるさと記念館	道の駅(2)	
農林商工課	旧働く婦人の家	フルーツセンター 夢わーく山梨	森林整備 緑化
都市計画課	万力公園、駅前駐車場・駐輪場		
牧丘支所	牧丘庁舎、牧丘町コミュニティーセンター、牧丘バスターミナル		
三富支所	三富庁舎		
水道課	上水道施設、牧丘・三富簡易水道施設		
学校教育課	市立幼稚園(1)、市立小学校(11) 市立中学校(3)		
生涯学習課	市民会館(図書館・中央公民館含む)、総合会館(諏訪公民館)、三富基幹集落センター(統括公民館)、公民館(10)、花かげホール、牧丘郷土文化館、グリーンロッジ、横溝正史館、根津記念館、石原なち子体育館、市民スポーツ広場、夜間照明施設(15)	市民総合体育館(プール・軽スポーツ広場含む) B&G 海洋センター	

※運営を休止している施設についても、管理をしている施設については対象に含める。

※道路照明、防犯灯、街路灯、下水道ポンプ等、施設に付随しない設備等については、所有、電力の契約内容等、詳細について調査・整理し、平成30年度からの次期実行計画において検討し定める。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1. 基準年における温室効果ガス排出量の算定対象

排出量算定の対象とする温室効果ガスとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項においては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六フッ化硫黄の6種類の物質が規定されているが、基準年においては二酸化炭素のみを算定対象とする。

なお、平成25年度からは表2に挙げた4種類の温室効果ガスについて、各々に掲げた排出源となる事務・事業を対象として、排出量を把握することとする。

表2 温室効果ガスの種類と排出源

温室効果ガスの種類	排出源	温室効果ガスの排出量算定の根拠
二酸化炭素(CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料の燃焼 ・電気の使用 ・一般廃棄物の焼却 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPガスの使用量 ・電気使用量 ・一般廃棄物に含まれる廃プラスチック類の焼却量
メタン(CH ₄)	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の走行 ・一般廃棄物の焼却 ・し尿処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の走行距離 ・一般廃棄物の焼却量 ・し尿、浄化槽汚泥の処理量
一酸化二窒素(N ₂ O)	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料の燃焼 ・公用車の走行 ・一般廃棄物の焼却 ・し尿処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を除くディーゼル機関の灯油、A重油使用量 ・公用車の走行距離 ・一般廃棄物の焼却量 ・し尿、浄化槽汚泥の処理量
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	<ul style="list-style-type: none"> ・カーエアコンからの漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象ガスが使用された平成4年以降の公用車の台数

※ 温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の発生は、本市の事務・事業に起因しないため、算定対象から除外する。また、発生量が微量と考えられる排出源については、迅速な集計・公表および対応を図るため、対象から除外する。

2. 排出源となる活動の種類と活動量および二酸化炭素の排出量

本市の事務・事業のうち、二酸化炭素が排出される活動について、活動の種類ごとの基準年（平成22年度）の活動量および二酸化炭素の排出量は表3に示すとおりである。また、課別の二酸化炭素排出量は、表4に示すとおりである。（省エネ法への対応のため、指定管理施設での燃料及び電気の使用量を含むが、指定管理者が使用する車両の燃料使用量は含めない。）

基準年（平成22年度）の活動量から算出した二酸化炭素総排出量は、約9,085 tであった。

活動種類別の比率は、電気の使用からの排出量が最も多く全体の約52.8%を占めており、次いで、プラスチックごみ燃焼からの排出量が約25.4%、その他ボイラー（温泉やプールなどの加温・給湯用）の燃料使用からの排出量が約10.6%となっている。（図1参照）

表3 活動種類別の二酸化炭素排出量（平成22年度）

活動の種類		活動量	二酸化炭素排出量	率	
燃料の使用	自動車他	ガソリン	54,370 0	126,228 kg-CO2	1.39%
		軽油	19,409 0	50,172 kg-CO2	0.55%
	冷暖房	灯油	129,387 0	322,106 kg-CO2	3.55%
		A重油	49,000 0	132,772 kg-CO2	1.46%
	その他 ボイラー	灯油	277,117 0	689,879 kg-CO2	7.59%
		A重油	99,145 0	268,646 kg-CO2	2.96%
	LPガス	123,184 kg	388,771 kg-CO2	4.28%	
電気の使用		12,494,646 kWh	4,797,944 kg-CO2	52.81%	
プラスチックごみ焼却		857 t	2,308,292 kg-CO2	25.41%	
合計			9,084,809 kg-CO2	100.00%	

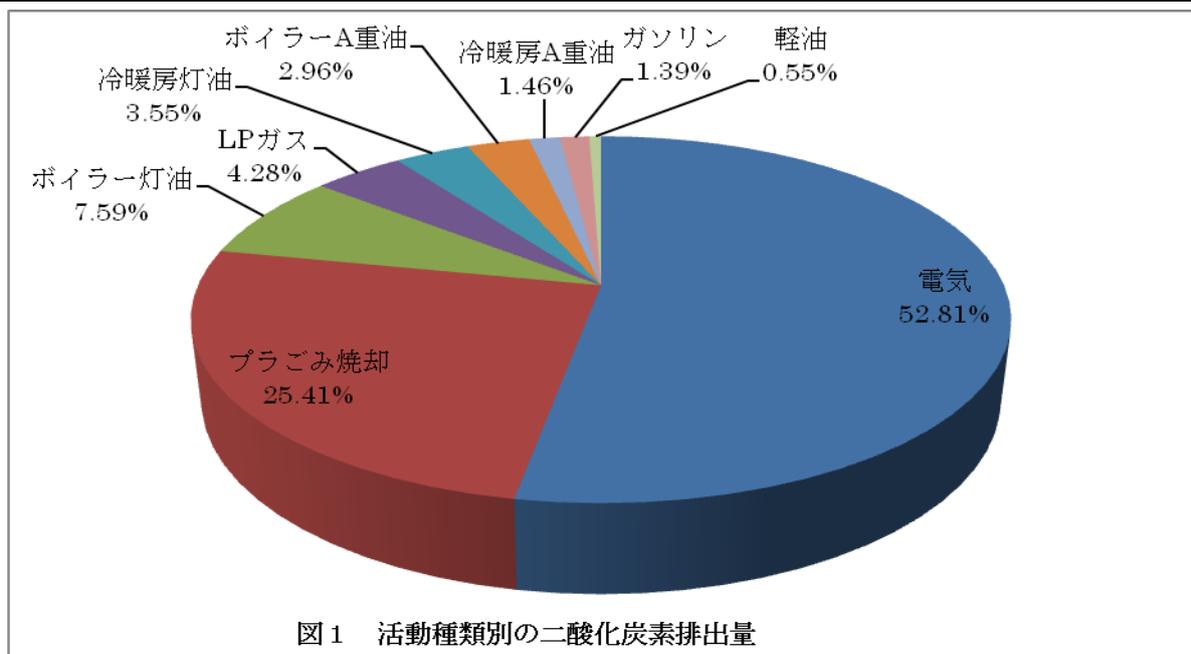
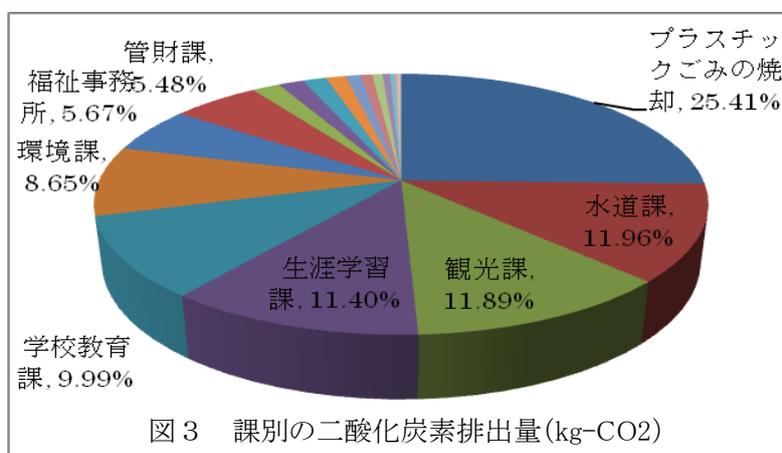


表4 課別の二酸化炭素排出量

(単位:kg-CO₂)

課名等	施設利用 ・運営	公用車利用	合計	率
プラスチックごみの焼却	2,308,292		2,308,292	25.41%
水道課	1,071,537	14,564	1,086,101	11.96%
観光課	1,069,925	10,606	1,080,531	11.89%
生涯学習課	1,031,425	3,847	1,035,272	11.40%
学校教育課	866,230	41,390	907,620	9.99%
環境課	773,174	12,645	785,819	8.65%
福祉事務所	512,530	2,863	515,392	5.67%
管財課	475,862	22,293	498,155	5.48%
晴風園	156,538	2,607	159,145	1.75%
健康増進課	140,325	3,086	143,410	1.58%
農林商工課	126,095	9,280	135,375	1.49%
都市計画課	105,350	6,807	112,157	1.23%
財政課	84,051	209	84,260	0.93%
介護保険課	63,307	4,511	67,818	0.75%
牧丘支所	56,768	2,247	59,015	0.65%
三富支所	37,757	5,447	43,204	0.48%
市民生活課	29,244	2,714	31,958	0.35%
建設課		11,309	11,309	0.12%
総務課		7,362	7,362	0.08%
税務課		5,284	5,284	0.06%
下水道課		4,229	4,229	0.05%
政策秘書課		2,514	2,514	0.03%
議会事務局		587	587	0.01%
合計	6,600,117	176,400	9,084,809	



第3章 目 標

1. 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標

二酸化炭素排出量について、平成29年度までに、平成22年度比で

10%の削減を目指す

「燃料の使用」、「電気の使用」、「プラスチックごみ焼却」を排出源とする二酸化炭素削減目標をあわせて、表5が示すとおり二酸化炭素排出量の削減目標とする。

表5 山梨市役所地球温暖化対策実行計画二酸化炭素排出量削減目標（単位:kg-CO2）

活動の種類		2010 H22年度	2017 H29年度	基準年比	
燃料の使用	自動車	ガソリン	126,228	117,392	93.0%
		軽油	50,172	46,660	93.0%
	冷暖房	灯油	322,106	299,559	93.0%
		A重油	132,772	123,478	93.0%
	その他	灯油	689,879	641,587	93.0%
	ボイラー	A重油	268,646	249,841	93.0%
	LPガス	388,771	361,557	93.0%	
電気の使用		4,797,944	4,462,088	93.0%	
プラスチックごみ焼却		2,308,292	1,916,806	83.0%	
合計		9,084,810	8,218,967	90.5%	

2. 取組ごとの目標

(1) 燃料・電気の使用を排出源とする二酸化炭素削減目標

「燃料の使用」、「電気の使用」を排出源とする二酸化炭素（エネルギー関係）削減目標は、表6が示すとおり山梨県地球温暖化対策実行計画、改正省エネ法による目標を超えるものとする。

表6 山梨市役所地球温暖化対策実行計画（エネルギー関係）削減目標

	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2020 H30
山梨県実行計画	100%	99.49%	98.99%	97.88%	96.77%	95.66%	94.55%	93.44%	90.11%
改正省エネ法	100%	99.00%	98.01%	97.03%	96.06%	95.10%	94.15%	93.21%	90.44%
山梨市役所実行計画 (エネルギー関係)	100%	99.00%	98.00%	97.00%	96.00%	95.00%	94.00%	93.00%	

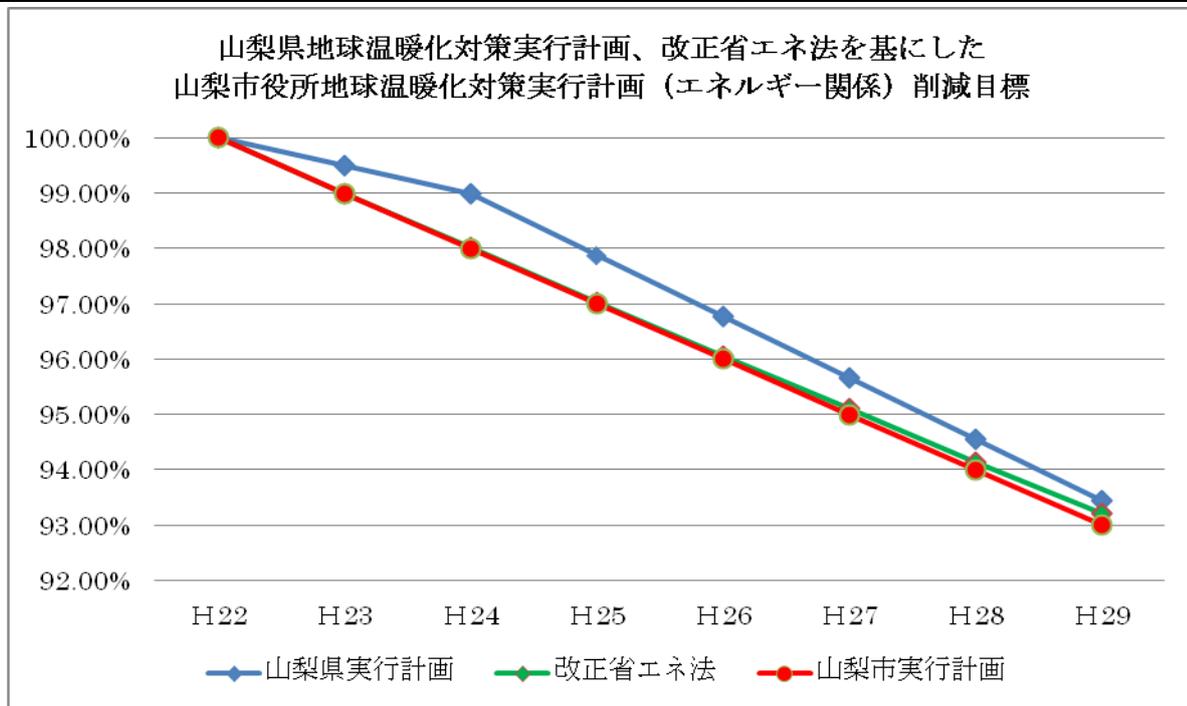


図3 山梨市役所地球温暖化対策実行計画（エネルギー関係）削減目標

※山梨県実行計画:平成24年までに京都議定書基準年(1990年)レベルまで削減、平成32年までに2005年比23.2%削減(1990年比9%削減)する。

※改正省エネ法:特定事業者は、前年比1%削減以上を目標とする。

上記目標を、基準年(平成22年度)に換算して算出。評価にあたり排出係数は、平成22年度の数値を用いる。

(2) プラスチックごみ焼却を排出源とする二酸化炭素削減目標

「プラスチックごみ焼却」を排出源とする二酸化炭素（プラごみ関係）削減目標は、表7が示すとおり山梨市一般廃棄物処理基本計画を目標とする。

表7 山梨市役所地球温暖化対策実行計画（プラごみ関係）削減目標

	2007 H19	2010 H22	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30
一般廃棄物処理 基本計画目標値	100%	94.00%	88.67%	87.33%	86.00%	84.67%	83.33%	82.00%
プラごみ処理実績	100%	100.35%						
H22 実績を基準と した目標値		100%	88.36%	87.03%	85.70%	84.37%	83.04%	

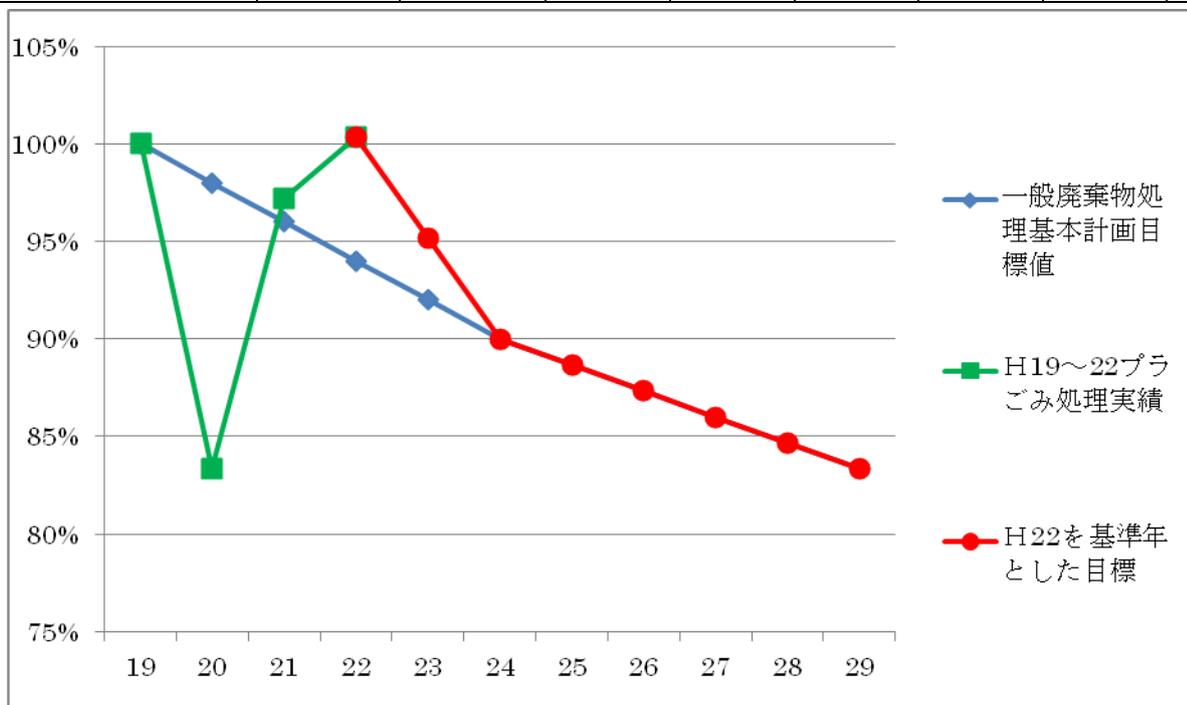


図4 山梨市役所地球温暖化対策実行計画（プラごみ関係）削減目標

※一般廃棄物処理基本計画により平成19年を基準に平成30年度までに18%減、なお、平成24年度までに10%減を目標とする

第4章 取組項目

1. 省エネルギー対策

(1) 自動車燃料使用量の削減

- ① エコドライブを実施する。
- ② 遠距離移動の際は公共交通機関を積極的に利用する。
- ③ 効率的な相乗に努める。
- ④ 車両の点検・整備を適正に行う。
- ⑤ バイオディーゼル燃料の使用を推進する。(該当車両を管理及びBDF製造を担当する課)
- ⑥ 低公害車、低燃費車の導入を推進する。(該当車両を管理及び購入を検討する課)

(2) 冷暖房用燃料使用量の削減

- ① 冷暖房温度は、冷房 28 度、暖房 20 度を目途に適正な調整に努める。
- ② 冷暖房機器の維持管理を適正に行う。

(3) その他ボイラー（主に温泉・プール等の加温・給湯ボイラー）燃料使用量の削減

- ① 設定温度や使用時間の適正な調整に努める。(ボイラー等を管理及び購入を検討する課)
- ② 機器の維持管理を適正に行う。(ボイラー等を管理及び購入を検討する課)

(4) 電気使用量の削減

- ① エアコンの設定温度は、冷房 28 度、暖房 20 度を目途に適正な調整に努める。
- ② エアコンを利用する際は、隣接する課と連携し、窓を閉めたりブラインドを降ろしたりするなど利用効率を高める。
- ③ エアコンは、フィルターの清掃を定期的に行うなど維持管理を適正に行う。
- ④ 気候に対応した適切な服装を心がける。
- ⑤ 蛍光管は事務に支障がない限り取り外す。
- ⑥ 使用していない会議室等の消灯を徹底する。
- ⑦ 昼休みは事務に支障がない限り消灯する。また、夜間についても、必要最低限の範囲とし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑧ 電気製品を長時間使用しない時は、主電源を消すかコンセントを抜く。
- ⑨ 一斉定時退庁日の実施を検討する。
- ⑩ 温暖化対策の啓発と促進を図るため、省エネナビの導入を検討する。(施設を管理及び建設を検討する課)

2. 省資源対策

(1) 水道使用量の削減

- ① 手洗いや洗車等の際は小まめに水を止めるなど必要最低限の利用に努める。
- ② 節水コマや水圧調整の導入を推進する。(施設を管理及び建設を検討する課)

(2) 紙類使用量の削減

- ① 両面印刷・両面コピーを徹底する。
- ② 片面使用済み用紙を積極的に利用する。
- ③ 会議資料等のページ数や配布部数は必要最低限の量とする。
- ④ 庁内 LAN を積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する。

(3) ごみ排出量の削減

- ① 使用済み封筒やファイル等事務用品の再使用を徹底する。
- ② 特に名刺サイズ程度の紙類やプラスチック類についてのリサイクルを徹底する。
- ③ マイ箸・マイバックを利用する。
- ④ 生ごみの堆肥化に積極的に取り組む
- ⑤ イベント開催時には、リユース食器の利用を積極的に取り組む

3. グリーン購入

(1) 環境負荷の少ない製品やサービスを積極的に選択する

物品等の購入にあたっては、その必要性・必要量を十分に検討し、「山梨市グリーン購入調達方針」に基づき、山梨市グリーン購入対象物品表に定める選択基準に沿って、できる限り環境への負荷が少ない物品の購入に努める。

(2) 環境負荷の少ない建築・工事材料を積極的に選択する

公共工事の際の原材料等の調達、また廃棄にあたっては、県の「再生資材利用基準」「建設副産物処理基準」に従い、できる限り環境への負荷が少ない公共工事を行う。

4. 施設等の建築・改修における配慮

施設等の建築・改修にあたっては、用地の選定から設計・施工・運営に至るまで、環境への影響を総合的に検討し、下記の項目について可能な限り導入を図る。(施設を管理及び建設を検討する課)

- ① 断熱性や採光・通風に配慮した構造
- ② 温室効果ガスの排出を削減できる省エネルギー機器・設備
- ③ バイオマスや太陽光等の新エネルギー機器・設備
- ④ 雨水利用、地下浸透に配慮した設備等
- ⑤ 県産木材の利用
- ⑥ 施設用地等の緑化

5. 市民、事業者との協力

温室効果ガスは、市民生活や事業活動との関わりの深いごみの処理や上水道の供給、また市民が利用する施設からの排出が多くを占めることから、地球温暖化防止への理解を得て、ごみの減量化・節水・省エネルギー等の協力を求める。

第5章 計画の推進・点検・評価

1. 推進・点検体制

実行計画の着実な推進と継続的な改善を図るため、推進及び点検体制を整備することが必要である。推進及び点検に係る組織と役割は以下に示すとおりとする。

(1) 山梨市役所地球温暖化対策推進委員会

副市長、教育長、課長の職にある者をもって組織する。

- ① 計画全般の進行管理、評価・見直し等を行う。
- ② 計画全般の事項を所掌し、方針の決定を行う。

(2) 温暖化対策員

課ごとに温暖化対策員を選任する。施設の管理・運営を行っている課、また温暖化対策に関連する業務を行っている課については、必要に応じて複数名を選任する。

- ① 計画を推進するため、所属職員に対して自覚を促すよう啓発に努める。
- ② エネルギー使用量や取組状況等の点検・評価を行い、指導・改善に当たる。

(3) 事務局

事務局は環境課とし、計画の推進に関する庶務を行う。

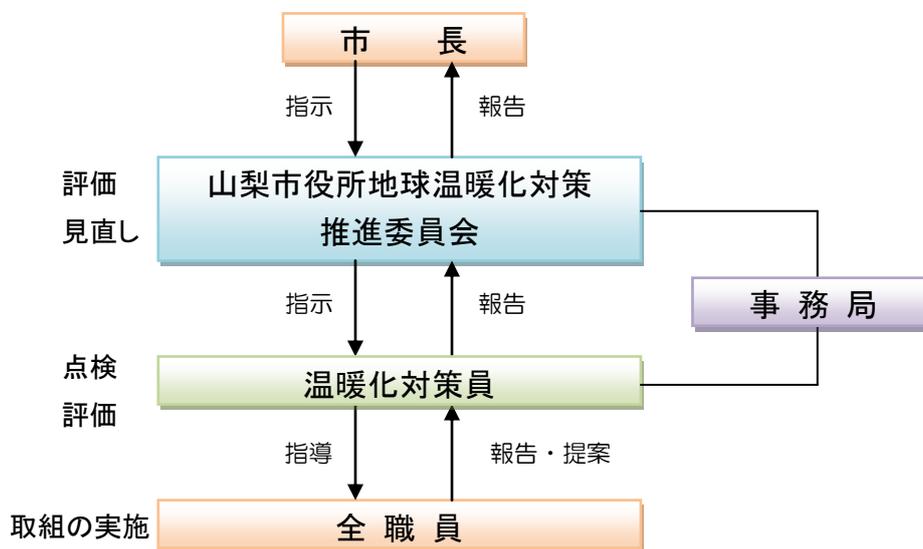


図4 推進・点検体制

2. 進捗状況の点検と公表

(1) 点検項目と評価

温暖化対策員は、表7に挙げる項目について点検を行い、四半期ごとに事務局に報告する。また、年度ごとに各課・施設における取組状況の評価と次年度の重点取組事項の設定を行い、事務局に報告する。

表10 点検項目と点検時期

	点検項目	点検時期
全課	公用車燃料使用量（ガソリン、軽油）及び料金	使用料の支払時
	公用車使用台数、使用人数	年度ごと
	取組項目の実施状況	
施設	電気使用量及び料金	使用料の支払時
	ガス使用量及び料金	
	冷暖房用燃料使用量（灯油、A重油）及び料金	
	その他ボイラー燃料使用量（灯油、A重油）及び料金	
	施設利用者数	月ごと
	施設従事者数	年度ごと
処理施設	廃プラスチック類の焼却量、一般廃棄物の焼却量	月ごと

(2) 計画の見直し

事務局は、温暖化対策員からの報告をとりまとめ、山梨市役所地球温暖化対策推進委員会に報告をする。委員会は、計画全般に関する評価を行い、次年度の取組方針の決定や、必要に応じた計画の見直しを行う。

(3) 進捗状況の公表

この計画の進捗状況は、毎年度とりまとめ、広報誌・ホームページ等を通じて公表する。また、計画の見直しを行った際にも、公表するものとする。

3. 職員に対する研修

実行計画による取組の実効性を高めるためには、職員一人一人の意識の高まりと実践が必要と考えられる。

このため、職員に対し、環境に関する情報の提供や、知識習得のための学習機会への参加を奨励する。

(1) 職員に対する環境情報の提供

身近な環境問題から地球規模の環境問題まで、環境全般に関する情報の提供はもとより、地域での実践活動に関する情報の提供に努める。

(2) 職員に対する研修等の実施

職員の環境保全意識の向上を図るため、環境に関する研修等を実施するとともに、環境に関するセミナーや講演会への参加を促進するように努める。

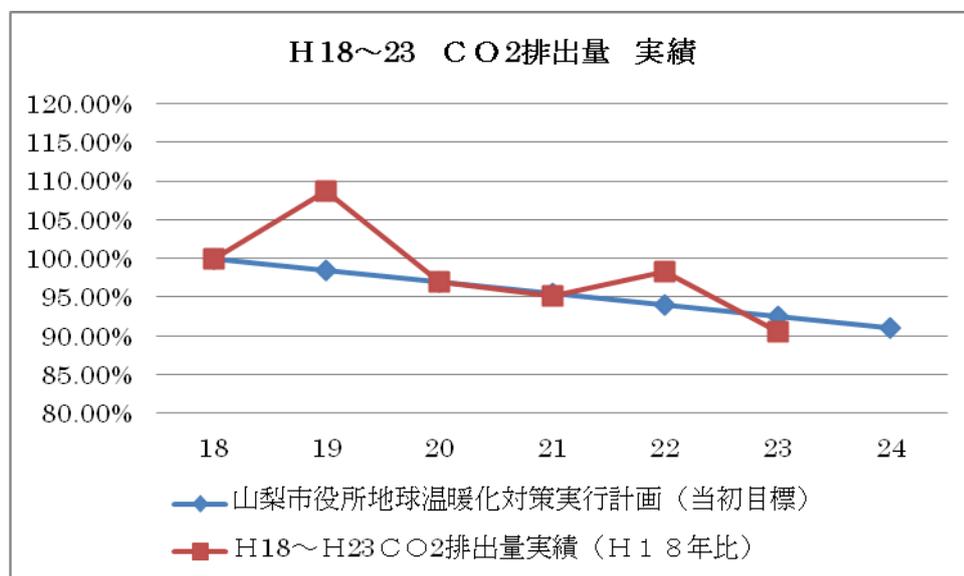
- ① 職員全員を対象に、環境に関する研修を積極的に実施する。
- ② 庁内のパソコンネットワーク等を通じて、環境に関する情報提供を行う。
- ③ 希望する職員が、環境に関するセミナーや活動に参加しやすい職場環境づくりを進める。

資料 1

H18～23 CO2 排出量 実績(H18 年比) (庁舎・指定管理施設・平成 19 年度以降の新設を除く)

※東京電力排出係数を基準年(H18 年度:0.339kg-C/kWh)の数値として算出した排出量

	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24
山梨市役所地球温暖化対策実行計画 (当初目標)	100%	98.5%	97.0%	95.5%	94.0%	92.5%	91.0%
H18～H23CO2 排出量実績(kg-CO2)※	7,365,692	8,006,318	7,140,052	7,014,316	7,241,558	6,665,623	
H18～H23CO2 排出量実績(H18 年比)	100%	108.7%	96.9%	95.2%	98.3%	90.5%	



資料 2

削減の方向性

「山梨県地球温暖化対策実行計画」、「改正省エネ法」、「一般廃棄物処理基本計画」と整合性を図り、排出量削減の方向性を定める。

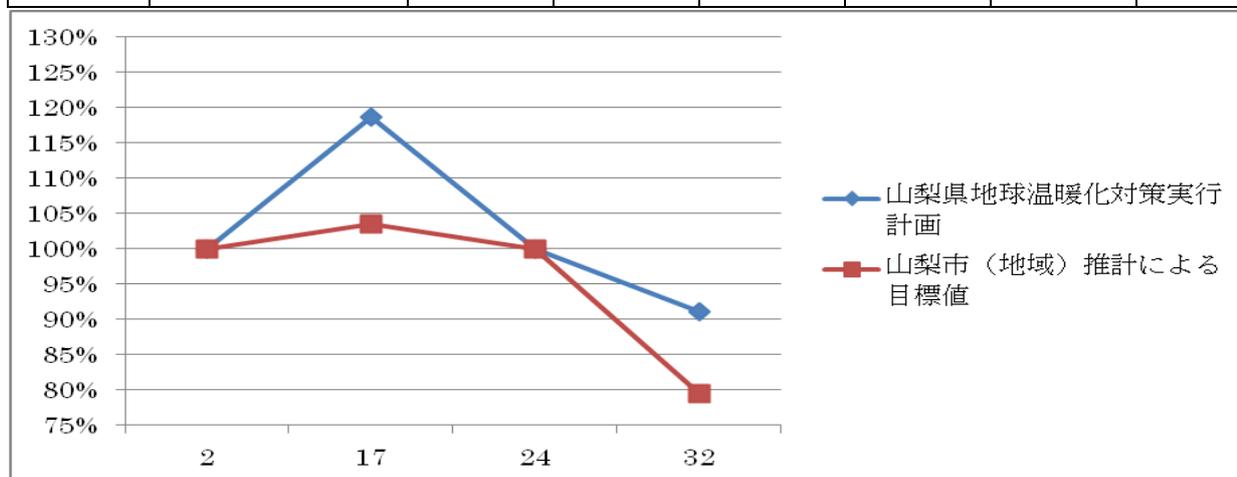
表A 活動種類別の関連計画等

活動の種類		山梨県地球温暖化対策実行計画	改正省エネ法	一般廃棄物処理基本計画	
燃料の使用	自動車	ガソリン	○関連あり	-	
		軽油	○関連あり	○関連あり	
	冷暖房	灯油	○関連あり	○関連あり	-
		A 重油	○関連あり	○関連あり	-
	その他	灯油	○関連あり	○関連あり	-
		ボイラー	A 重油	○関連あり	○関連あり
	LP ガス	○関連あり	○関連あり	-	
電気の使用		○関連あり	○関連あり	-	
プラスチックごみ焼却		○関連あり	-	○関連あり	

(1) 「山梨県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、その数値以上を目標とする

県：平成24年までに京都議定書基準年（1990年）レベルまで削減、平成32年までに2005年比23.2%削減（1990年比9%削減）

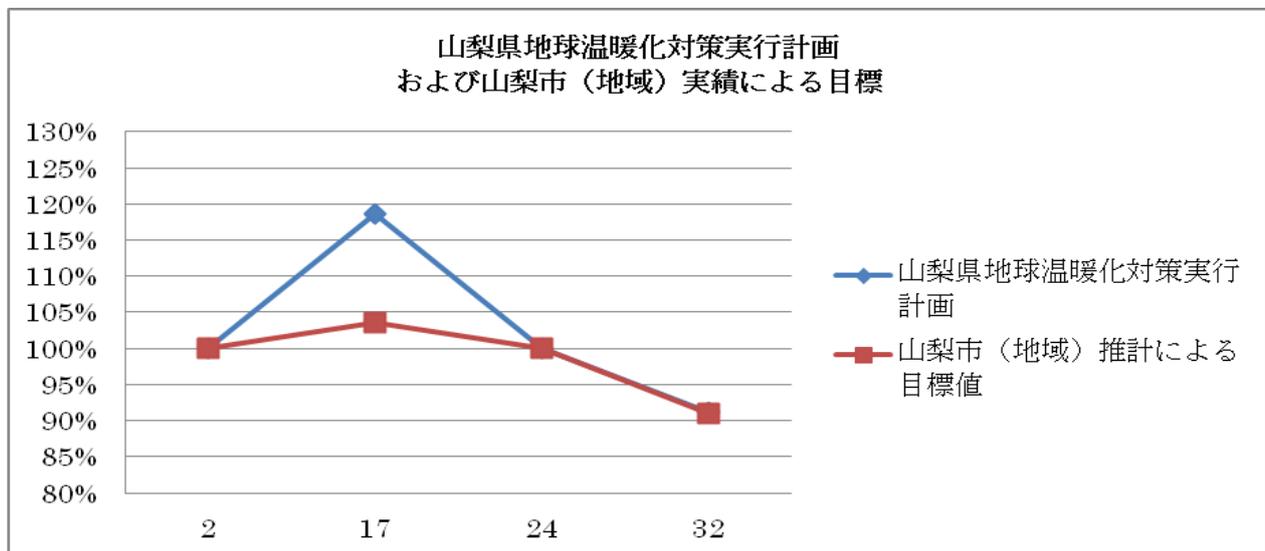
		1990 H2実績	2005 H17実績	2010 H22	2012 H24目標	2017 H29目標	2020 H32目標
山梨県地球 温暖化対策 実行計画	排出量(千t-CO ₂)	6,054	7,187		6,041		5,520
	1990(H2)比	100%	119%		100%		91.37%
	2005(H17)比		100%				76.80%
山梨市(地 域)実績に よる目標	排出量(千t-CO ₂)	223	231		223		177
	1990(H2)比	100%	104%		100%		80%
	2005(H17)比		100%				76.80%



県の推計値に対し、山梨市（地域）の推計値（2005年）がかなり低いため、山梨市の値に置き換え算定を行う。

平成24年までに京都議定書基準年（1990年）レベルまで削減（2005年比3.5%削減）、平成32年までに2005年比12.1%削減（1990年比9%削減）

		1990 H2 実績	2005 H17 実績	2010 H22	2012 H24 目標	2017 H29 目標	2020 H32 目標
山梨県地球 温暖化対策 実行計画	排出量（千t-CO2）	6054	7187		6041		5520
	1990（H2）比	100%	119%		100%		91.37%
	2005（H17）比		100%				76.80%
山梨市（地 域）実績に よる目標	排出量（千t-CO2）	223	231		223		203
	1990（H2）比	100%	104%		100%		91%
	2005（H17）比		100%		96.54%		87.85%
	2010（H22）比			100%	98.99%	93.44%	90.11%



(2) 「改正省エネ法」の特定事業者であるため、前年比1%削減以上を目標とする。

